



島根県報

平成26年3月28日（金）

第2,583号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

救急病院の認定	(医 療 政 策 課)	2
地籍調査の成果の認証	(用 地 対 策 課)	2
島根県土地利用基本計画の一部変更	(")	2
都市計画変更の図書の縦覧（2件）	(下 水 道 推 進 課)	2
都市計画事業変更の認可（2件）	(")	3

【公 告】

特定計量器の定期検査の実施	(商 工 政 策 課)	4
平成26年度における宅地建物取引業法の規定に基づく講習	(建 築 住 宅 課)	5

【特定調達公告】

島根県立中央病院におけるデジタルラジオグラフ一般撮影システム（撮影室2） 一式購入に係る一般競争入札の落札者等	(病 院 局)	6
島根県立中央病院におけるデジタルラジオグラフ一般撮影システム（撮影室6） 一式購入に係る一般競争入札の落札者等	(")	6

【漁調委指示】

あさりの繁殖保護のための殻長制限		7
------------------	--	---

告 示**島根県告示第174号**

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院に該当すると認められたので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成26年 3 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	所 在 地	認定期間
公立邑智病院	邑智郡邑南町中野3848-2	平成26年 4 月 1 日から 平成29年 3 月 31 日まで

島根県告示第175号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年 3 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
鹿足郡津和野町	平成23年度～25年度	42枚	1冊	日原工区①	平成26年 3 月 17 日
鹿足郡吉賀町	平成23年度～25年度	19枚	1冊	蔵木 4	平成26年 3 月 17 日

島根県告示第176号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定による島根県土地利用基本計画を次に掲げる区域について変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定により公表する。

なお、変更後の島根県土地利用基本計画は登載を省略し、その関係書類を島根県土木部用地対策課並びに浜田市役所、大田市役所及び奥出雲町役場に備え付け一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

浜田市、大田市及び奥出雲町の一部

島根県告示第177号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年 3 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

松江圏都市計画及び広瀬都市計画下水道

- 2 都市計画を変更する土地の区域
松江市東出雲町及び八雲町、安来市広瀬町
- 3 変更の内容
名称の変更
- 4 縦覧場所
島根県土木部下水道推進課

島根県告示第178号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年 3 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
出雲都市計画及び宍道都市計画下水道
- 2 都市計画を変更する土地の区域
出雲市斐川町
- 3 変更の内容
名称の変更
- 4 縦覧場所
島根県土木部下水道推進課

島根県告示第179号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年 3 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 施行者の名称
大田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
仁摩都市計画下水道事業
大田市公共下水道
- 3 事業施行期間
平成14年 5 月17日から平成32年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
平成20年 3 月18日島根県告示第229号の事業地に大田市仁摩町馬路字前浜、字古屋敷、字曾根、字ソ子、字神子路、字屋敷、字雀堂、字高浜、字高浜尻り、字高浜出口、字高浜浜中、字前平、字浜中、字塩郷川ハタ、字川尻り、

字下塩郷、字向塩郷、字塩郷、字ドント、字川西、字瓦焼、字久根ヶ曾根、字久子ガノ子、字久子ガ曾根、字外堀、字久祢ヶ曾根、字テラノマエ、字久祢ヶソ子、字寺の前、字馬路、字寺脇、字下池、字池ノ浜、字地藏恵、字池、字中池、字屋敷ノ廻り、字前馬路、字権右衛門屋敷、字貞平屋敷、字古屋敷、字大西、字寺田、字横畠ヶ、字中尾、字真光寺山、字岡田、字屋敷ノ後、字西ヶ迫、字板屋浜、字舟津、字小舟津を加える。

島根県告示第180号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年 3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 施行者の名称

大田市

2 都市計画事業の種類及び名称

大田都市計画下水道事業

大田市公共下水道

3 事業施行期間

平成16年 5月11日から平成30年 3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成22年11月19日島根県告示第679号の事業地のうち、大田市大田町大字大田字大沢及び字綿田、大田市大田町大字吉永字柳ヶ坪を加える。

公 告

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公告する。

平成26年 3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号の非自動はかり（同令第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 実施する定期検査

(1) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号又は第3号の規定に該当する特定計量器の検査

検 査 期 日	検 査 場 所	検 査 区 域
11月25日から12月26日まで	特定計量器の所在の場所	浜田市、安来市、奥出雲町、飯南町、邑南町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(2) 特定計量器検定検査規則第39条第1項第2号、第4号又は第5号の規定に該当する特定計量器の検査

検 査 期 日	検 査 場 所	検 査 区 域
6月2日から8月29日まで	特定計量器の所在の場所	浜田市、安来市、奥出雲町、飯南町、邑南町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(3) (1)又は(2)に該当しない特定計量器の検査

市 町 村	検 査 期 日	検 査 時 間	検 査 場 所
安来市	5月12日から13日まで	10時から15時30分まで	安来市役所
	5月14日	10時から14時30分まで	
	5月15日	10時から15時30分まで	
	5月16日	10時から15時まで	
	5月19日から20日まで	10時から15時30分まで	
奥出雲町	5月26日から27日まで	10時30分から15時30分まで	奥出雲町役場
	5月28日	11時から15時まで	
	5月29日	10時30分から15時30分まで	
浜田市	6月3日	13時30分から16時まで	浜田市役所
	6月4日から5日まで	10時から16時まで	
	6月6日	10時から12時まで	
	6月10日	9時30分から15時30分まで	
	6月11日	10時から15時30分まで	
	6月12日	9時30分から12時まで	
	6月30日	13時30分から15時30分まで	
	7月1日から2日まで	10時から15時まで	
	7月3日	10時から12時まで	
	7月7日	13時30分から16時まで	
	7月8日	10時から15時30分まで	
	7月9日から10日まで	10時から16時まで	
	7月11日	10時から12時まで	
飯南町	6月18日	11時から16時まで	飯南町役場
	6月19日	10時30分から15時まで	
邑南町	7月15日	13時30分から16時まで	邑南町役場
	7月16日	9時30分から16時まで	
	7月17日	9時30分から16時30分まで	
	7月18日	9時30分から14時45分まで	

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

平成26年度における宅地建物取引業法の規定に基づく講習の指定（昭和56年島根県告示第526号）により指定した講習は次のとおりである。

平成26年 3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 主催者の名称、住所及び連絡先

公益社団法人 島根県宅地建物取引業協会 松江市寺町210-1 0852-23-6728

2 開催日時並びに会場の名称及び所在地

開催年月日	時 間	会 場 名	所 在 地
平成26年7月11日（金）	午前9時50分から午後4時10分まで	浜田建設会館	浜田市原井町908-28
平成26年7月18日（金）	午前9時50分から午後4時10分まで	ホテル宍道湖	松江市西嫁島2-10-16
平成27年1月9日（金）	午前9時50分から午後4時10分まで	いわみーる	浜田市野原町1826-1
平成27年1月16日（金）	午前9時50分から午後4時10分まで	ホテル白鳥	松江市千鳥町20

3 受講料

11,000円

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条においてその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成26年3月28日

島根県立中央病院 病院長 中山 健 吾

1 件名

デジタルラジオグラフ一般撮影システム（撮影室2） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 契約の相手方を決定した日

平成25年9月24日

4 契約の相手方の氏名及び住所

富士フィルムメディカル株式会社中国地区営業本部 本部長 皆見克彦 広島市西区南観音六丁目12番27号

5 落札金額

25,515,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成25年9月6日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条においてその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成26年3月28日

島根県立中央病院 病院長 中山 健 吾

1 件名

デジタルラジオグラフ一般撮影システム（撮影室6） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 契約の相手方を決定した日

平成25年9月24日

4 契約の相手方の氏名及び住所

富士フィルムメディカル株式会社中国地区営業本部 本部長 皆見克彦 広島市西区南観音六丁目12番27号

5 落札金額

37,590,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成25年9月6日

漁 業 調 整 委 員 会 指 示

島根海区漁業調整委員会指示第25-3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、あさりの繁殖保護を図るため次のとおり指示する。

平成26年3月28日

島根海区漁業調整委員会会長 岸 宏

1 制限の内容

中海（松江市美保関町去ルガ鼻東端と鳥取県境港市外江町米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑を結んだ線、松江市竹矢町地内塩楯島東端から正南北の線及び陸岸とによって囲まれた海域をいう。以下同じ。）及び境水道（鳥取県境港市境港防波堤東端から正北の線、松江市美保関町去ルガ鼻東端と鳥取県境港市外江町米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑を結んだ線及び陸岸とによって囲まれた海域をいう。以下同じ。）において殻長3センチメートル以下のあさは、採捕してはならない。ただし、中海及び境水道への移植放流又は試験研究等を目的として、島根海区漁業調整委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までとする。